

# 高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（論点整理（案））概要

資料2-1

## 現状と制度化の意義

- 中学校で通級による指導（※1）を受けている生徒数は年々増加。他方、高等学校においては、これら生徒等に対する指導・支援は、通常の授業の範囲内での配慮等により行われ、**自立活動に相当する指導は教育課程外で実施**。  
（※1）大部分の授業を通常学級で受けながら、障害の状態等に応じ、週に1～8回程度、特別な場で特別の指導を受ける指導形態
- 障害者権利条約の「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、高等学校が適切に特別支援教育を実施（※2）できるようにするため、**通級による指導に相当する高等学校の「学びの場」の早急な整備**が必要。  
（※2）高等学校において、障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う旨が規定（学教法）

## 制度設計の在り方

- 基本的な考え方は小中学校と同様としつつ、①教育課程の編成、②単位による履修・修得、卒業認定制度、③必履修教科・科目等、④全日制、定時制及び通信制、といった**高等学校における教育の特徴**を十分に踏まえて制度を設計する必要。

教育課程上の位置付け	<b>通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるようにする</b> 必要。 （学習指導要領にどのように位置付けるか、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育における共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方といった論点について、中教審における学習指導要領改訂の議論の中で更に検討）
指導の対象	対象となる障害種は、 <b>小中学校における通級による指導の対象</b> （※3） <b>と同一</b> とすることが適当。 （※3）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱
指導内容	指導の内容は、 <b>障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導</b> （特別支援学校の自立活動に相当）とする。
判断手続き等	①生徒に関する情報収集・行動場面の観察、②生徒と保護者に対するガイダンス、③校内委員会等における検討、④生徒や保護者との合意形成のプロセス等を参考に、学校・地域の実態を踏まえ実施。
担当教員に必要な資格	高等学校教諭免許状を有することに加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員（特定の教科の免許状を保有する必要はない）。

## 制度化後の充実方策

- 国は、必要な教員定数の加配措置や教員の専門性の向上、施設整備の参考となる指針の提示等の方策を実施する必要。
- 教育委員会は、教育支援委員会等の活用による支援体制強化や、中学校からの迅速な引継ぎ体制の構築に努める必要。
- 高等学校は、学校全体として特別支援教育に取り組む体制や関係機関とのネットワークの構築等に努める必要。